

認証の詳細

＜ベビーチェアベルト＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 裁断設備	1. 生地を一定の形状及び寸法に適切に裁断ができること。
2. ネット成形加工設備 (ネットを使用する製品を製造する場合に限る)	2. 適切にネットの成形加工ができること。
3. かしめ加工設備 (製造工程上かしめ加工を要する場合に限る)	3. 適切にかしめ加工ができること。
4. 防せい処理設備 (製造工程上防せい処理を要する場合に限る)	4. 適切に防せい処理ができること。
5. 縫製設備	5. 適切に縫製ができること。
<p>1～5は当該製造工程を有する場合に限る。 ただし、裁断設備(設計試作用のものを除く)、ネット成形加工設備、かしめ加工設備、防せい処理設備、及び縫製設備(設計試作用のものを除く)により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. すき間測定設備	1. SG基準の 1(4)に規定する確認検査を行える指プローブ、及び形状評価プローブを備えていること。
2. 構造試験設備	2. SG基準の 1(5)に規定する検査を行えるダミー、及び試験用イスを備えていること。
3. 寸法計測検査設備	3. SG基準の 1(6)に規定する確認検査を行えるノギスなどを備えていること。
4. 強度試験設備	4. SG基準の 2に規定する確認検査を行える強度試験設備を備えていること。なお、JIS L1096 織物及び編物の生地試験方法(2010) 8.14に規定するA法（ストリップ法）を準用して測定ができるものとする。
5. 小部品の誤飲確認試験設備 ただし、すき間測定、構造試験、強度試験については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと一般財団法人製品安全協会が認めた者に定期的に当該試験を行わせている者であっては、当該試験設備を備えることを要しない。	5. SG基準の 4(2)に規定する検査を行える試験器具を備えていること。

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
用途	(1) ベルト型 (2) パンツ型 (3) 上半身カバー型 (4) 一体型

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示＋協会支給をそれぞれ使用する方式</p> <p>協会支給ラベルは、製品安全協会が特別に認めた場合、自社で印刷することができます。</p> <p>※自社表示する場合は製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体に縫い込みを付けこれに図1に印刷（押印）する。併せて、取扱説明書等（外装を含む）に図2の協会支給のSGラベルを貼付する。 台紙の寸法17mm×17mmです。</p> <div data-bbox="831 629 1118 913" data-label="Image"> </div> <p>図1 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図1に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しが可能です。</p> <div data-bbox="826 1267 1098 1536" data-label="Image"> </div> <p>図2 協会支給SGラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>自社表示＋自社表示をそれぞれ使用する方式</p>	<p>表示の方法は、製品本体に縫い込みを付けこれに図1に印刷（押印）する。</p>

協会支給ラベルは、製品安全協会が特別に認めた場合、自社で印刷することができる。

※自社表示する場合は製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。

併せて、取扱説明書等（外装を含む）に図2を外面の見やすい位置に印刷して表示します。

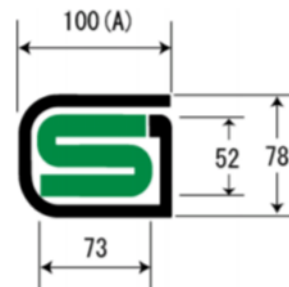


図1 自社表示

寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。

色彩：二色又は単色とする。

※図1に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しが可能です。

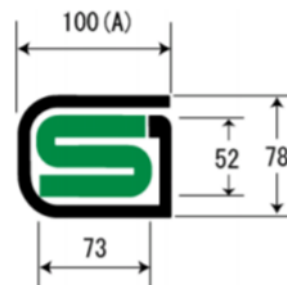


図2 自社表示

寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。

色彩：二色又は単色とする。

※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しが可能です。

原則1か月ごとに表示実績を報告してください。

このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。

手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行い、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	6.6 円/個 (税抜 6 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本繊維製品品質技術センター</p> <p><東京総合試験センター> 〒108-0023 東京都港区芝浦 3-13-16 TEL 03-5439-8022 FAX 03-5439-8027</p>
申請窓口	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構</p> <p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387</p> <p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性確認検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗紡織技術檢驗有限公司（中国） ・ 常州紡検檢驗有限公司（中国） ・ 青島紡検檢驗有限公司（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co., Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS (Thailand) Ltd.（タイ）

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先														
一般財団法人 日本繊維製品品 質技術センター (略称 QTEC)	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 23,650 円（税抜 21,500 円）</p> <p>・材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）及び繰り返し衝撃試験に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 6.6/個（税抜 6 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="464 1122 1121 1503"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>8,800 円（税抜 8,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161~650</td> <td>11,000 円（税抜 10,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651~1,600</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601~4,000</td> <td>22,000 円（税抜 20,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001~6,500</td> <td>28,600 円（税抜 26,000 円）</td> </tr> <tr> <td>6,501~10,000</td> <td>36,300 円（税抜 33,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	8,800 円（税抜 8,000 円）	161~650	11,000 円（税抜 10,000 円）	651~1,600	16,500 円（税抜 15,000 円）	1,601~4,000	22,000 円（税抜 20,000 円）	4,001~6,500	28,600 円（税抜 26,000 円）	6,501~10,000	36,300 円（税抜 33,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料															
160 以下	8,800 円（税抜 8,000 円）															
161~650	11,000 円（税抜 10,000 円）															
651~1,600	16,500 円（税抜 15,000 円）															
1,601~4,000	22,000 円（税抜 20,000 円）															
4,001~6,500	28,600 円（税抜 26,000 円）															
6,501~10,000	36,300 円（税抜 33,000 円）															

窓口	手数料	振込先														
一般財団法人 ボーケン品質評 価機構	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 49,060 円（税抜 44,600 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 ・ 繰り返し衝撃試験が製品によって別途必要ですが、費用は含まれておりません。 <p>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 6.6/個（税抜 6 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="464 1077 1102 1458"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>20,900 円（税抜 19,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>28,600 円（税抜 26,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>42,900 円（税抜 39,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>58,300 円（税抜 53,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～6,500</td> <td>72,600 円（税抜 66,000 円）</td> </tr> <tr> <td>6,501～10,000</td> <td>88,000 円（税抜 80,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	20,900 円（税抜 19,000 円）	161～650	28,600 円（税抜 26,000 円）	651～1,600	42,900 円（税抜 39,000 円）	1,601～4,000	58,300 円（税抜 53,000 円）	4,001～6,500	72,600 円（税抜 66,000 円）	6,501～10,000	88,000 円（税抜 80,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料															
160 以下	20,900 円（税抜 19,000 円）															
161～650	28,600 円（税抜 26,000 円）															
651～1,600	42,900 円（税抜 39,000 円）															
1,601～4,000	58,300 円（税抜 53,000 円）															
4,001～6,500	72,600 円（税抜 66,000 円）															
6,501～10,000	88,000 円（税抜 80,000 円）															

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示+協会支給をそれぞれ使用する方式</p> <p>協会支給ラベルは、製品安全協会が特別に認めた場合、自社で印刷することができる。</p> <p>※自社表示する場合は製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体に縫い込みを付けこれに図 1 に印刷 (押印) する。併せて、取扱説明書等 (外装を含む) に図 2 の協会支給の SG ラベルを貼付する。 台紙の寸法 17mm×17mm です。</p> <div data-bbox="842 651 1158 965" data-label="Image"> </div> <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <div data-bbox="826 1312 1114 1576" data-label="Image"> </div> <p>図 2 協会支給 SG ラベル</p> <p>「協会支給ラベル方式」は、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

表示方式	表示方法
<p>自社表示+自社表示をそれぞれ使用する方式</p> <p>※自社表示する場合は製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>表示の方法は、製品本体に縫い込みを付けこれに図1に印刷（押印）する。</p> <p>併せて、取扱説明書等（外装を含む）に図2を外面の見やすい位置に印刷して表示します。</p> <div data-bbox="842 566 1134 846" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図1 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図1に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しが可能です。</p> <div data-bbox="831 1149 1123 1429" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。</p> <p>色彩：二色又は単色とする。</p> <p>※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しが可能です。</p> <p>申請ごとに表8の手数料をお支払いください。</p> <p>手続はオンライン申請システムから行き、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p>

【作成・改正履歴】
2025/8/1：基準制定